

国民健康保険料の軽減制度の概要等について

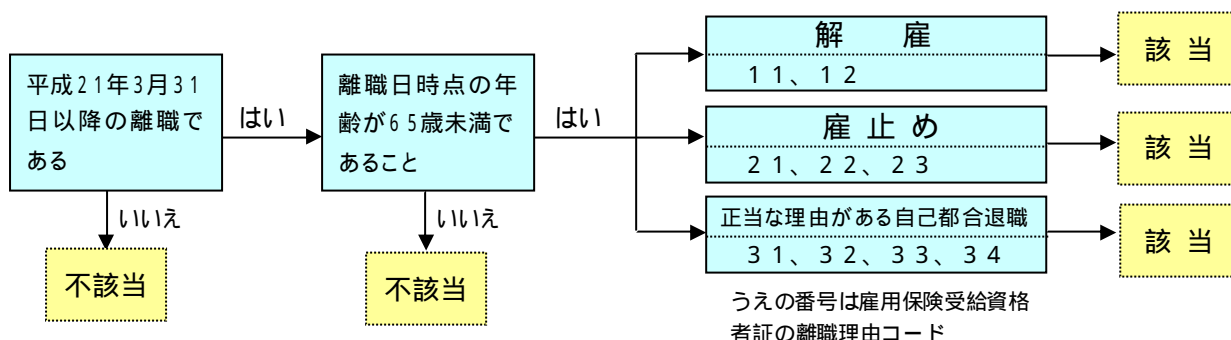
本年4月1日より国民健康保険では、倒産、解雇及び雇止め等一定の理由により離職された方の国民健康保険料を軽減する制度が始まっています。軽減内容等につきましては、下記のとおりとなっていますので、国民健康保険への加入を希望される場合はご連絡ください。

国民健康保険の軽減内容等

【対象者】

- (1) 倒産・解雇などによる離職（雇用保険の特定受給資格者）
- (2) 雇止めなどによる離職（雇用保険の特定理由離職者）

上記の(1)又は(2)のいずれかに該当する方で以下の条件を満たす方が対象となります。



【軽減内容】

国民健康保険料は前年の所得などにより算定されることとなっていますが、軽減制度は、前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。

<例> 軽減により任意継続保険料より国民健康保険料の負担が低くなる場合

給与所得 300万円（標準報酬月額 260千円）で夫婦、子1人の場合
任意継続健康保険料 約26.5万円（年額）
国民健康保険料 約8.5万円（年額）

注 { 健康保険は平成22年度の保険料率8.5%を使用
国民健康保険料は平成19年度国保実態調査に基づく厚生労働省の資料

国民健康保険料の額や軽減制度にかかるお問い合わせは、お住まいの市区町村へご相談ください。

国民健康保険へ加入を希望される場合

【既に任意継続健康保険に加入されている方の手続き等】

任意継続被保険者が資格喪失の申出を行い、当該申出月の翌月の保険料を納付期日までに納付しなかったことによって、初めてその資格を喪失することとなります。

これにより国民健康保険への加入手続きが可能となります。（前納された保険料については割引分（年4分）を差引いた残月分をお返しします。）

なお、毎月振込み等を行われている方については、保険料を納付期限までに収めないことで資格を喪失することになり、当組合から送付する「資格喪失通知」により国民健康保険に加入することが可能となります。

- (1) 申請に必要な「申出書」についてはご連絡いただければ送付させていただきます。
- (2) 添付書類として「雇用保険受給資格者証」の第1面の写しを添付してください。

詳細につきましては、当組合 業務部 資格係（06-6271-0651）

までお問い合わせ下さい